

はかりの定期検査について

—三重県よりお知らせ—

病院や薬局等で使用される「健康診断用」又は「調剤用」の「はかり」は、計量法に基づき三重県又は特定市（津市・四日市市）が行う「定期検査」を受検する必要があります。

なお、計量士（経済産業大臣の登録を受けた者）による「代検査」を受検した場合は、その義務は免除されます。

2022年度に三重県又は津市・四日市市が行う定期検査は次のとおりです。

定期検査	検査周期	2年（全国均一）
	検査対象	取引又は証明に使用する質量計（非自動はかり★、分銅、おもり） ★非自動はかりとは、被計量物を静止状態で計量する「はかり」であり、電気式又は機械式を問いません。
	対象地域	津市の一部、四日市市の一部、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡、伊賀市、名張市、松阪市、多気郡

市役所又は町役場より、事前調査の照会がございましたら、ご協力していただきますようお願いいたします。なお、検査の日時及び場所等について公報等に公示がありましたら、もれなく受検してください。

県又は特定市が行う検査は、役場や公民館等を検査場所としており、公示された時間にはかりを持参していただく必要がありますが、計量士による「代検査」は、はかりの使用場所に訪問して行うため、ご都合の悪い日時を避けて受検できます。

代検査に関しては、以下の所までお問い合わせください。

三重県計量検定所（津市桜橋3-446-34） TEL 059-223-5071

津市計量検査所（津市西丸之内23-1） TEL 059-229-3252

四日市市市民生活課（四日市市諏訪町1-5） TEL 059-354-8147

●三重県計量協会（三重県計量検定所内） TEL 059-227-1180

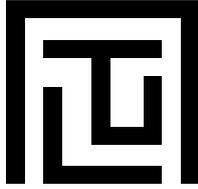
計量協会では計量士による「代検査」について受付をしています。

（ただし令和4年度対象地域のうち、四日市市、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡は、三重県計量協会に係る計量士による代検査が実施されていない地域になります。）

「はかり」は、検定証印あるいは基準適合証印のあるものをご使用ください。
証印の無い「はかり」を取引または証明に使用することは計量法上認められませんので、ご注意ください。

知っておきたい計量のマーク

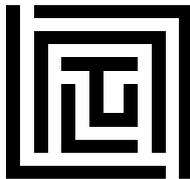
検定証印



はかり、ガスメーター、水道メーター、ガソリンスタンドの燃料油メーターなどの特定計量器が法の基準に適合しているかどうかを検定し、合格したものに検定年月の表示とともに付されます。

取引または証明には、この検定に合格した特定計量器を使用しなければなりません。

基準適合証印



特定計量器製造メーカーの内、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた「指定製造事業者」が型式承認を受けた特定計量器を製造したときには、都道府県の検定が免除（自社で検定できる）され、このマークが付されます。

※検定証印と同等の効力を有します。

定期検査済証印



取引または証明に使用中のはかりは、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。

この検査に合格すると、「定期検査済証印」（ラベルシール）を、はかりの見やすいところに貼付します。

家庭用特定計量器の表示のマーク※



家庭用特定計量器に定められた体重計（ヘルスメーター）、乳幼児用体重計（ベビースケール）、および調理用の指示はかり（キッチンスケール）で基準に適合したものに付されます。

このマークのないものは、販売することができません。

※家庭用特定計量器は取引または証明に使用することはできません。

令和4年度 特定計量器定期検査実施予定表

三重県計量検定所 (R3.11)

			R4年度	R2年度
北牟婁郡 紀北町	旧 紀 伊 長 島 町	4月13日(水)～15日(金)	3日間	3日間
	旧 海 山 町	4月18日(月)～19日(火)	2日間	2日間
	北牟婁郡所在	4月20日(水)～22日(金)	3日間	4日間
南牟婁郡	紀宝町 旧 紀 宝 町	5月 9日(月)	1日間	1日間
	旧 鵜 殿 村	5月10日(火)	1日間	1日間
	御浜町 御 浜 町	5月11日(水)～13日(金)	3日間	3日間
	南牟婁郡所在	5月16日(月)～17日(火)	2日間	2日間
熊 野 市	旧 紀 和 町	6月 7日(火)	1日間	1日間
	旧 熊 野 市	6月 8日(水)～ 10日(金)、13日(月)～14日(火) 15日(水)AM	5.5日間	5.5日間
	熊野市所在	6月15日(水)PM～16日(金)	2.5日間	2.5日間
尾 鷲 市		6月20日(月)～24日(金)	5日間	5日間
尾鷲市所在		6月27日(月)～30日(木)	4日間	4日間
名 張 市		10月 3日(月)～ 4日(火)	2日間	2日間
伊賀市	旧 青 山 町	10月 5日(水)	1日間	1日間
	旧 大 山 田 村	10月 6日(木)	1日間	1日間
	旧 伊 賀 町	10月 7日(金)	1日間	1日間
	旧 阿 山 町	10月11日(月)	1日間	1日間
	旧 上 野 市	10月12日(火)～13日(水)	2日間	2日間
松 阪 市	旧 三 雲 町	10月18日(火)	1日間	1日間
	旧 嬉 野 町	10月19日(水)	1日間	1日間
	旧 飯 南 町	10月20日(木)	1日間	1日間
	旧 飯 高 町	10月21日(金)	1日間	1日間
	旧 松 阪 市	10月24日(月)～25日(火)	2日間	2日間
多気郡	大台町 旧 宮 川 村	11月 7日(月)	1日間	1日間
	旧 大 台 町	11月 8日(火)～9日(水)	2日間	2日間
	多気町 旧 勢 和 村	11月10日(木)	1日間	1日間
	旧 多 気 町	11月11日(金)	1日間	1日間
	明和町 明 和 町	11月14日(月)～15日(火)	2日間	2日間
計			54日間	55日間